

2月 定例記者懇談会次第

と き：令和5年2月9日（木）
13時30分～

ところ：丹波篠山市役所本庁舎・応接室



1. 開 会

2. あいさつ

3. 発 表 内 容

- ① 丹波篠山防災士会設立記念講演会の開催について [(仮称) 丹波篠山防災士会準備会]
- ② マイナンバーカード申請サポート土曜臨時窓口の開設について (市民課)
- ③ おしゃれに輝くワクワク都市プレゼントについて (市民課)
- ④ パートナーシップ宣誓制度の導入と性的マイノリティ理解促進の取り組みについて
(人権推進課)
- ⑤ 丹波篠山市公共施設利用システムによる施設利用の予約受付開始について (管財契約課)
- ⑥ ふるさと納税 ペイペイ商品券開始について (ふるさと納税推進室)

4. 閉 会

<p>本件が該当する目標</p>	 
------------------	---

記者発表票 (記者発表・資料配布)			
発表年月日	令和5年2月9日	担当地方機関	丹波篠山市
電話番号・内線	070-8590-8737	担当課	
広報担当者(発表者)	(仮称) 丹波篠山防災士会準備会 発起人代表 波部正司、細見英志	事務担当者	細見英志
同時発表先	無 ・ 有 ()		
件名	「丹波篠山防災士会」設立記念講演会の開催について		

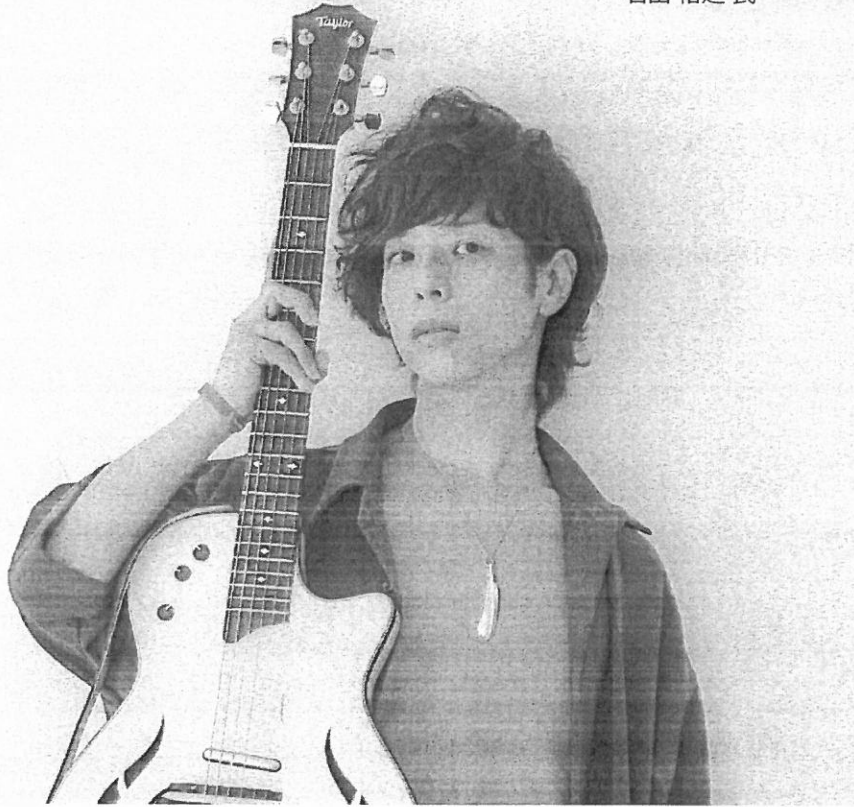
丹波篠山市域で活動する防災士相互の連携と情報共有を図り、防災・減災意識の高い地域社会の実現に寄与することを目的に、市内の防災士の有志を発起人として標記組織の設立をいたします。
その設立総会を2月25日に開催することを記念して、一般市民が参加可能な防災講演会を丹波篠山市と共同で開催します。
つきましては、この講演会に広く市民の皆さんに参加いただきたく、周知のための記事掲載をお願いいたします。

(仮称) 丹波篠山防災士会準備会 有志防災士名簿

番号	氏名	ふりがな	住所	備考
1	岡田政光	おかだ まさみつ	般若寺	
2	久合田朗	くごた あきら	草ノ上	
3	酒井直隆	さかい なおたか	波賀野新田	
4	波部正司	はべ ただし	東新町	
5	樋口裕昭	ひぐち ひろあき	野々垣	
6	細見英志	ほそみ ひでし	下篠見	事務局
7	森本俊治	もりもと しゅんじ	長安寺	
8	森本良太	もりもと りょうた	郡家	
9	吉村隆志	よしむら たかし	今田町下小野原	

なお、故 河南克典様におかれましては、発起人の一人として本会の設立に強い思いをお持ちでしたが、残念ながら1月12日ご逝去されました。

丹波篠山ふるさと大使
石田 裕之 氏



令和5年2月25日(土)
15:00~16:30
「丹波篠山防災士会」
設立記念講演会

講師：石田裕之氏（丹波篠山ふるさと大使）

【プロフィール】

神戸出身、プロシンガーソングライター。

ひょうご防災リーダー、防災士（兵庫県防災士会所属）、危機管理士2級（自然災害、社会リスク）、住家被害認定士2級、救急インストラクター（応急手当普及員）、兵庫県ふれあい活動アドバイザー。

2021年、ワーナーミュージックジャパンより防災音楽ユニット Bloom Works でメジャーデビュー。音楽を通じた防災啓発に取り組む。

【演題】

「防災士としてできること～
得意分野での実践～」

市内の防災士が集まる
「防災士会」の立上げを
記念した防災講演会です
日ごろの防災・減災につ
いてやわらかく伝えます

一般の方（防災士以外
の方）の参加大歓迎

参加無料・申し込み不要

【展示】

防災グッズ、自衛隊グッ
ズ・災害支援写真展など

丹波篠山市
丹波篠山防災士会
共催




【問い合わせ】

丹波篠山防災士会

TEL 070-8590-8737

Email は QR から



<p>本件が該当する目標</p>		 
------------------	---	---

記者発表票 (記者発表・資料配布)			
発表年月日	令和5年 2月 9日	担当地方機関	丹波篠山市
電話番号・内線	079-552-3100 内線 518	担当課	市民課
広報担当者(発表者)	小谷 美和	事務担当者	小立 理恵
同時発表先	(無) 有 ()		
件名	マイナンバーカード申請サポート土曜臨時窓口開催 おしゃれに輝くワクワク都市プレゼント		

1 マイナンバーカード申請サポート土曜臨時窓口 開設!

場所：丹波篠山市役所 本庁舎1階 市民課

日程：2月18日(土) 9時～16時

3月4日(土)・18日(土) 9時～16時

さらに、日曜窓口の時間を延長します。

2月26日(日)・3月26日(日) 8時半～15時

2 おしゃれに輝くワクワク都市プレゼント

・事業目的及び内容

令和5年3月末までに各種行政手続のオンライン化を推進するためのマイナンバーカードの申請率向上を目指し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、「おしゃれに輝くワクワク都市プレゼント」の配付を行います。

おしゃれに輝くワクワク都市プレゼント事業

(1)対象者

令和4年12月23日から令和5年3月31日までの期間にマイナンバーカードを新規申請及び取得された方
令和4年12月22日までのマイナンバーカード申請者でおしゃれに輝くワクワク都市クーポン券を受領されていない方

(2)プレゼントの種類

図書カード、QUOカード、市指定ゴミ袋7袋(可燃大3、可燃小1、プラ3)のいずれか一つ

(3)配布額 一人3,000円分

(4)配布方法

マイナンバーカード受取時に配布する。

(交付時来庁方式) QUOカード、図書カード、市指定ゴミ袋セットから選択

(申請時来庁方式) QUOカード、図書カードから選択(市指定ゴミ袋は選択できない)

※令和5年1月末現在

人口40,316人(R4.1.1時点)

交付件数26,815人 交付率66.51%

ワクワク!マイナンバーカード

申請サポート

土曜臨時窓口 開設!

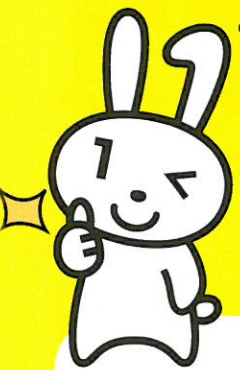
場所:丹波篠山市役所 本庁舎1階 市民課

日程:2月4日(土)・18日(土) 9時~16時

3月4日(土)・18日(土) 9時~16時

さらに、日曜窓口の時間延長します。

2月26日(日)・3月26日(日) 8時半~15時



- 無料で写真撮影
- 5分~15分で手続き終了
- 郵送でカードの受け取りもできます
- 申請書の記入やマイナポイントの申請などのサポートも行います



令和4年 12月23日 ~ 令和5年 3月31日 までの期間に

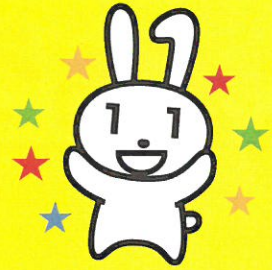
マイナンバーカードを
はじめて申請取得された方限定

丹波篠山市より
おしゃれに輝くワクワク都市プレゼントを
配布します! (3,000円分)



図書カード・QUOカード・市指定ゴミ袋セット から選択できます

最大20,000円分の マイナポイントがもらえる!



マイナンバーカード
つくるなら
今がチャンスです!



マイナポイント第2弾

最大20,000円ポイントがもらえるのは
マイナンバーカードを令和5年2月末に申請した方です。
ご自身の携帯からでも手続きできます。(手続き可能な機種かお調べください)

マイナンバーカード新規取得で

① 最大**5,000円分**

健康保険証としての利用申込みで

② **7,500円分**

公金口座の登録完了で

③ **7,500円分**

マイナンバーカードのメリット

- 本人確認書類になる
金融機関における口座開設やパスポートの新規発給などに使えます
- オンラインで行政手続きができる
子育てなどの行政手続き、e-TAXなどがもっと便利になります
- コンビニで各種証明書発行ができる
近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できます
- 健康保険証として利用できる
ご本人の同意の下、医師等と薬剤情報や特定健診情報を共有することができます
- 新型コロナワクチン接種証明の電子申請ができる



申請に必要なもの

- QRコード付き申請書(お持ちの方)
- 「通知カード」または「個人番号通知書」(お持ちの方)
- 本人確認書類「Aを2点」、「A+Bを1点ずつ」、「Bを3点」のいずれか

A

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード
特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書


B

健康保険証・生徒証・母子手帳・病院診察券(プラスチック製)・生活保護受給者証
児童扶養手当証書・医療受給者証(高齢・乳児・母子)・介護保険証・社員証 ほか
「氏名と生年月日」または、「氏名と住所」が記載されているもの

市役所市民課 及び 各支所でも
マイナンバーカードの
申請サポートを行っています。

- 平日 8:30~17:15
- 毎週火曜日(開庁日のみ) 8:30~19:00(本庁のみ)
- 原則毎月最終日曜日 8:30~12:00(本庁のみ)

お問い合わせ : 丹波篠山市役所 市民課 マイナンバー推進係 ☎079 (552) 3100

本件が該当する目標	
-----------	---

記者発表票 (記者発表) 資料配布			
発表年月日	令和5年2月9日	担当地方機関	丹波篠山市
電話番号・内線	079-552-6926 内線541	担当課	人権推進課
広報担当者 (発表者)	人権推進課長 麻田 英史	事務担当者	玉田 誠二
同時発表先	無・有 ()		
件名	「パートナーシップ宣誓制度の導入と性的マイノリティ理解促進の取組」 1. 丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度の導入について (解禁日無し) 2. 性別欄見直しに伴う関係条例等の整備について 3. 阪神8市1町との協定について (調整中) 4. 職員研修について		

1. 丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度の導入について (解禁日無し)

丹波篠山市では、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進しています。

性的マイノリティに関して社会的関心が高まっていますが、依然として社会の理解が得られず生きづらさを感じている当事者も少なくありません。社会の理解が進んでいくことを目的に丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度を要綱により導入します。

添付資料：①パートナーシップ宣誓制度 制度概要
②丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

2. 性別欄見直しに伴う関係条例等の整備について

パートナーシップ宣誓制度の導入に合わせて、性の多様性に対する合理的配慮が可能な行政サービスを実施するため、令和4年10月1日に指針を定め、その一つとして公文書における性別表記の見直しを行い、関係条例等を改正しました。

- ・条例 2件
- ・規則 20件、要綱 43件、訓令 6件
- ・上記条例・規則等にかかる様式 202件

添付資料：パートナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮について (指針)

3. 阪神8市1町との「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」について

令和3年4月に阪神7市1町で「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結され、宣誓者の転入転出に伴う手続きの負担軽減や様々な取組を実施されています。

4月に丹波篠山市及び丹波市が制度を導入することから、協定への参加について現在調整しています。

4. 職員研修について

日時：令和5年2月9日 (木) ①9時30分～11時、②15時～16時30分

場所：丹波篠山市民センター 2階 多目的ホール

内容：講演「性の多様性への理解について」、講師：関口久志 氏 (「人間と性」教育研究協議会 幹事、元京都教育大学教授)

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度（概要）

1. はじめに

丹波篠山市では、平成24年12月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」や令和3年度に策定した「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進することとしています。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年度からの導入を検討しています。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様には性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していきます。

2. 制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。結婚制度のような法的な効力を有するものではありませんが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

また、民間においては、携帯電話の家族割や従業員向けの福利厚生の適用など、パートナーシップ証明をもって利用可能となるサービスも広がりつつあります。

3. 根拠規定

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

4. 用語の定義

(1) パートナーシップ

双方又は一方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、日常生活において協力しあう関係

(2) 性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

5. 宣誓対象者の要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいない、かつ、宣誓をしようとする者以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者（以下、「近親者」という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。

6. 宣誓の方法

- (1) パートナーシップ宣誓書
 - (2) 住民票の写し、本市へ転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
 - (3) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、
 - (4) 本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード、個人番号カード、旅券など顔写真の貼付された官公署が発行した書類の写し）
- ※ 外国籍の方については、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など自身であることが確認できる書類及びその訳文

7. 交付書類

- 「パートナーシップ宣誓書受領証」…1枚、
「パートナーシップ宣誓書受領カード」…双方に各1枚

8. 通称名の使用

宣誓には通称名を使用することができる。

9. 申請方法

必要書類は事前に審査を経てください。パートナーシップ宣誓書に両当事者が所定の事項をそれぞれ自署し、申請者双方が同時に来庁して申請する。

なお、事前に必要書類を市民生活部人権推進課へ直接、または郵送で送付し、宣誓書受領証の交付日時を調整すること。

10. 申請窓口

市民生活部人権推進課（市役所第2庁舎）、男女共同参画センター（市民センター内）

11. 受領証の返還

次の場合、交付を受けた受領証を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消した場合
- (2) 死亡した場合

(3) 双方が本市域外へ転出した場合

ただし、本市との間でパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）に転出した場合にあっては、当該転出自治体へ提出する。

12. 制度の導入時

令和5年4月1日から施行（予定）

13. 関連する公的サービス

- (1) 市営住宅入居者の資格要件
- (2) 犯罪被害者支援の遺族要件
- (3) その他、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の規定に基づき実施している行政サービスについては、今後可能な限り、パートナーシップにある者も対象とするよう検討していく。

14. 関連する企業のサービス（参考）

- (1) 携帯電話の家族割サービスの適用
au、NTTドコモ、ソフトバンク
- (2) 生命保険の受取人の適用
日本生命、第一生命、オリックス生命、ライフネット生命など
- (3) 住宅ローン（ペアローン、担保提供、収入合算）の適用
みずほ銀行、三井住友信託銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、楽天銀行など
- (4) 飛行機（JAL、ANA）の家族で共有できるマイルの適用
- (5) 従業員への福利厚生への適用
 - ・日本IBM（慶弔金、結婚や介護休暇、転勤時の赴任旅費等）
 - ・損保ジャパン日本興亜（住宅手当、慶弔休暇、弔慰金、介護・看護・育児休暇）
 - ・パナソニック（慶弔休暇、育児・介護支援、単身赴任の際の別居手当等）
 - ・第一生命（結婚や出産時の休暇、同性パートナーの社宅貸与の基準） など

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人々が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、多様な生き方、個性及び価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。）である2人の者の関係をいう。
ア 互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、互いの協力により維持される関係であること。
イ 互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいない、かつ、宣誓をしようとする者以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により、婚姻することができないとされている者（以下「近親者」という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親及び養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- (2) 全部事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 宣誓をしようとする者の本人確認資料の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

(パートナーシップの宣誓の証明)

第6条 市長は、宣誓書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号。以下「受領証カード」という。)を交付することによりパートナーシップ宣誓書の受領証明を行う。

2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前(外国人の場合は、これに準ずるもの)を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、本市との間でパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体(以下「協定自治体」という。)からパートナーシップ宣誓に係る受領証及び受領証カードの交付を受けた者が本市に転入した場合にあっては、当該転入者の申告に基づき本市の受領証及び受領証カードを交付することができる。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領証カードを紛失、毀損、汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

(パートナーシップの宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証又は受領証カードを発行するものとする。この場合において、変更前の受領証又は受領証カードは、回収するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)を提出するとともに、受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者双方が本市域外に転出した場合(協定自治体に転出した場合を除く。)

(個人情報取扱い)

第10条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報については、丹波篠山市個人情報保護条例（平成13年篠山市条例第36号）に基づき、適正に管理するものとする。

2 市長は、あらかじめ宣誓者の同意を得たときは、宣誓者に係る個人情報をパートナーシップに係る他の事業に利用することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



パートナーシップ宣誓書

丹波篠山市長 あて

私たちは、丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定により、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

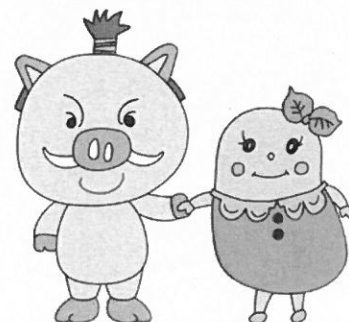
(宣誓者)

名前： _____

名前： _____

住所： _____

住所： _____



※裏面もご記入ください。

(裏面)

パートナーシップの宣誓にかかる確認事項

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項について内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

確認したら□にレ点チェックを入れてください。

↓

- 性的マイノリティ当事者であり、互いを人生のパートナーとして相互に協力しあうことを約束した関係であること（要綱第 2 条）
- 宣誓する当日において、双方が成年に達していること（要綱第 3 条第 1 号）
- 市内に住所を有している又は転入を予定していること※特に事情がある場合を除く（要綱第 3 条第 2 号）

※転入予定の場合はご記入ください。

転入予定日： 年 月 日

- 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップ関係（他都市の同性パートナーシップ制度等を含む。）にないこと。（要綱第 3 条第 3 号）
- 双方が、民法第 734 条から第 735 条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係でないこと。ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者を除く。（要綱第 3 条第 4 号）
- 丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定を遵守します。

以上について、間違いのないことを確認しました。

年 月 日

名 前： _____ 名 前： _____

○宣誓証明書交付希望日時

第 1 希望： 年 月 日 時～

第 2 希望： 年 月 日 時～

第 3 希望： 年 月 日 時～

○書類審査終了後の連絡先

名 前： _____ 連絡先： _____

※昼間に連絡のつく電話番号をご記入ください。



パートナーシップ宣誓書受領証

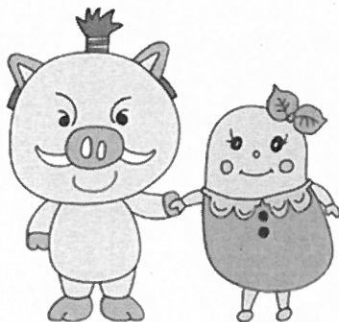
丹篠人 第 号
年 月 日

名前： _____ 様 名前： _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日： _____ 年 月 日

上記2名の者は、丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓されたことを証明します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。




兵庫県丹波篠山市長

公
印


様式第3号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証カード


（表面）パターン1

	第 号
	パートナーシップ宣誓書受領証カード（案）
_____ 様 _____ 様	
丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度 実施要綱に基づき、パートナーシップの 宣誓をしたことを証します。	
宣誓日 令和 年 月 日	公 印
兵庫県丹波篠山市長	

（表面）パターン2

	第 号
	パートナーシップ宣誓書受領証カード（案）
_____ 様 _____ 様	
丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度 実施要綱に基づき、パートナーシップの 宣誓をしたことを証します。	
宣誓日 令和 年 月 日	公 印
兵庫県丹波篠山市長	

（裏面）

この受領書の提示を受けられた方へ
丹波篠山市は、すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。
お二人がお互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証し、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。
この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
特記事項（通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載します。）


パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

丹波篠山市長 あて

年 月 日付で宣誓し、交付されたパートナーシップ宣誓書受領証、又はパートナーシップ宣誓書受領証カードについて、再交付を受けたいので、丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

1 再交付を希望する証明書(いずれかに○をしてください)

パートナーシップ宣誓書受領証 ・ パートナーシップ宣誓書受領証カード

2 再交付を希望する理由(いずれかに○をしてください)

紛失 ・ き損 ・ 汚損 ・ その他()

申請日 年 月 日

(申請者)

(申請者)

名前: _____

名前: _____

住所: _____

住所: _____

(受領書)

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条第2項により、再発行されたパートナーシップ宣誓書受領証、又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを受領しました。

受領日: 年 月 日

署名: _____

署名: _____

パートナーの再交付された宣誓書受領証、又は宣誓書受領証カードを代理で受領しました。

(案)

様式第5号(第8条関係)

パートナーシップ宣誓内容変更届

丹波篠山市長 あて

年 月 日付けでパートナーシップの宣誓をしましたが、その内容に変更が生じたため丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条第1項により、下記のとおり届け出ます。

1 変更事項 (いずれかに○をつけてください)

住所 ・ 名前 ・ その他 ()

2 変更内容

変更前: _____

変更後: _____

届出日 年 月 日

(届出者)

(届出者)

名前: _____ 名前: _____

住所: _____ 住所: _____

(受領書)

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条第2項により、再発行されたパートナーシップ宣誓書受領証、又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを受領しました。

受領日: 年 月 日

署名: _____ 署名: _____

パートナーの再交付された宣誓書受領証、又は宣誓書受領証カードを代理で受領しました。

(案)

様式第6号(第9条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

丹波篠山市長 あて

年 月 日付けで宣誓し交付されたパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードについて、丹波篠山市ツッ宣誓制度実施要綱第9条の規定により返還します。

1 返還の理由(いずれかに○をつけてください)

パートナーシップの解消 ・ 丹波篠山市からの転出

2 返還書類(いずれかに○をつけてください)

パートナーシップ宣誓書受領証 ・ パートナーシップ宣誓書受領証カード

返還日 年 月 日

(届出者)

(届出者)

名前: _____ 名前: _____

住所: _____ 住所: _____

※返還理由が転出の場合の転出先住所

転出先: _____ 転出先: _____

返還確認者	
受領証	カード

パートナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮について（指針）

丹波篠山市では、平成24年12月に制定した「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」や令和3年度に策定した「第3次丹波篠山市総合計画」の中で、「すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくる」ことを基本目標に、人権課題解決のための施策を推進することとしています。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者）について報道等で取り上げられていますが、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

過去、人権講演会や地区人権同和研究大会で幾度となくテーマにしましたが、令和2年に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48%であり、理解が進んでいるとはいえません。

そうした中、全国的にパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年度からの導入をめざします。

この制度を導入することにより、結婚制度のような法的位置づけがないものの「自分たちの立場を公に認めてほしい」という性的マイノリティの方のお気持ちに寄り添うこと、また社会全体の理解が進むことが期待されます。

また、制度導入に合わせ、当事者への合理的配慮が可能な行政サービスやハード面の整備に向けた指針を定めます。

1. 市民への対応

(1) 電話・窓口での対応

保険証、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等が提示される際、書類上の性別記載と外見等が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞きなおしたり、大きな声で確認することは避けましょう。職員の思いこみから、例えば、パートナーは異性だと決めつけてしまい、パートナーが同性であることを言いづらくさせるといったことがないようにするなど、固定観念、先入観、偏見を持たずに対応することが重要です。

子育て家庭の親が同性カップルの場合もあります。また、DVは同性間でも起こります。

あらかじめ多様な性の方からの相談ケースへの対応を検討しておく必要があります。

以上のことは、市役所各課の会計年度任用職員、指定管理者、委託業者等、本市の行政サービスに関わる者に対して、無関心や無理解から当事者を傷つけるなど人権侵害となるような発言や行動をとることがないように、周知や指導を行うことが必要です。

※来客対応等における具体的な配慮の例

①書類確認

性別が周囲にわからないよう名前や性別を口にせず、例えば、書類を指差し、「この書類でお間違いありませんか」、「こちらでよろしいでしょうか」などと確認しましょう。

また、書類における本人確認は、性別による確認が必要な場合を除き、氏名、住所、生年月日等で行いましょう。

② 電話対応

「～をお聞きしてもよろしいですか」、「～との理解でよろしいですか」、「答えにくいことはおっしゃらなくても結構です」などの言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めましょう。また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

③ 窓口での呼び出し

例えば、番号等で対応する方法もあります。名前で呼ぶ場合でも、必要な場合を除き、フルネームではなく名字だけで呼ぶなど、周囲に性別がわからないよう配慮しましょう。

④ 来客対応の場所

当事者から希望があれば、可能な範囲で個室など、プライバシーが守られる場所で対応することを検討しましょう。

⑤ 家庭環境等の聴取

行政サービスの申請受付などにおいて、生活状況や家庭環境等について尋ねる時は、パートナーが異性であるとは限らないということを念頭に置いておきましょう。

⑥ 他部署への引継

LGBTQ 等の当事者情報については、本人の了承がなければ、他部署へ引き継ぎではいけません。他部署への引き継ぎが必要な場合は、その理由を説明し、本人の意向を確認した上で、必ず了承を得るようにしましょう。

(2) 公文書における性別表記欄の見直しについて（指針）

性的マイノリティの方々の中には、申請書等の公文書における性別記載欄が男女の2択であった場合、「心の性」と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど精神的苦痛を感じるといった例があります。

このような「性の多様性に配慮した人権尊重」について、今後さらにその取組を進めるため、「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」を策定しました。国や県の定めがあるもの等を除き、今一度性別記載欄の必要性について精査いただくとともに、次のとおり見直しに努めてください。

① 必ずしも性別記載欄が必要でないもの

削除する。

(3) パートナーシップの関係にある者の制度の適用について（方針）

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップ宣誓書受領証（以下、「受領証」という。）の交付を行うものです。

この制度の導入に伴い、市営住宅等については、「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」という入居者資格の規定にパートナーシップの関係にある者を加えることとし、それを証明する書類として、受領証を使用できることとします。 ついては、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」などの規定がある、又は規定はないものの同様の運用をしている制度において、法令上の除外規定等がない場合には、制度の対象者等にパートナーシップの関係にある者を加えることとし、受領証の提示があった場合には、対象者等と同様の取扱いにしてください。（上級官庁の指導又は先例等により解釈を阻害する要因がある場合も除く。）

また、費用負担額等の決定に際し、所得の算定が世帯合算とされる場合についても同様の取扱いにしてください。

なお、パートナーシップ宣誓制度の申請者に対しては、受領証を交付する際、制度所管課である人権推進課から、パートナーシップの関係にある者が適用を受けることができる制度の申請や、費用負担額等の決定に際しパートナーシップの関係にある者も含めて所得の合算を行う場合には、必ず受領証を提示するよう周知する旨申し添えておきます。

対象として把握している制度等は下記のとおりですが、他に該当する制度等がある場合には人権推進課に連絡してください。

- ・市営住宅の入居要件、県営住宅の入居要件（制度導入自治体内の県営住宅のみ）、
- ・犯罪被害者支援見舞金等支援の遺族要件、

(4) 性自認に配慮した施設の利用性的マイノリティに配慮した多目的トイレの整備について（方針）

トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別とは異なるアイデンティティを自認する人)の中には、外出時にトイレを利用する際、周囲の視線や注意、指摘などが気になり、どちらの性別のトイレを選ぶかについて、ストレスを感じる人もいることから、性別に関係なく安心して利用できるトイレの整備が求められています。

そのため、公共施設の多目的トイレについては、原則として下記のとおり取り扱うこととし、施設の改修等を行う場合は、可能な限り男女共用トイレの整備（表示）に努めてください。

① 多目的トイレを1つのみ設置する（している）場合

⇒ 男女共用とする。

② 多目的トイレを近接して2つ設置する（している）場合

1) 健常者用の男女別トイレが併設されているとき

⇒ 2つとも男女共用とする。（別紙の1を参照）

2) 健常者用の男女別トイレが併設されていないとき

⇒ 一方を女性専用、もう一方を男女共用とする。（別紙の2を参照）

※ 構造上の問題や特段の事情があり、上記の取扱いが難しい場合はこの限りではありません。

※ 外郭団体等についても、本指針の趣旨について周知に努めてください。

添付資料

●別紙 庁舎内の多目的トイレの表示の変更例

●参考 渋谷区トイレ環境整備基本方針より抜粋「見た目」とトイレ利用の困難

(5) 災害時における対応

災害時、被災者の中に性的マイノリティの方がおられる事を念頭に対応にあたる事が大切です。

特に避難所では、当該者に配慮した対応が求められます。このため「丹波篠山市避難所運営マニュアル」への表記や避難所運営訓練などをおして配慮すべき点の共通理解を図る必要があります。

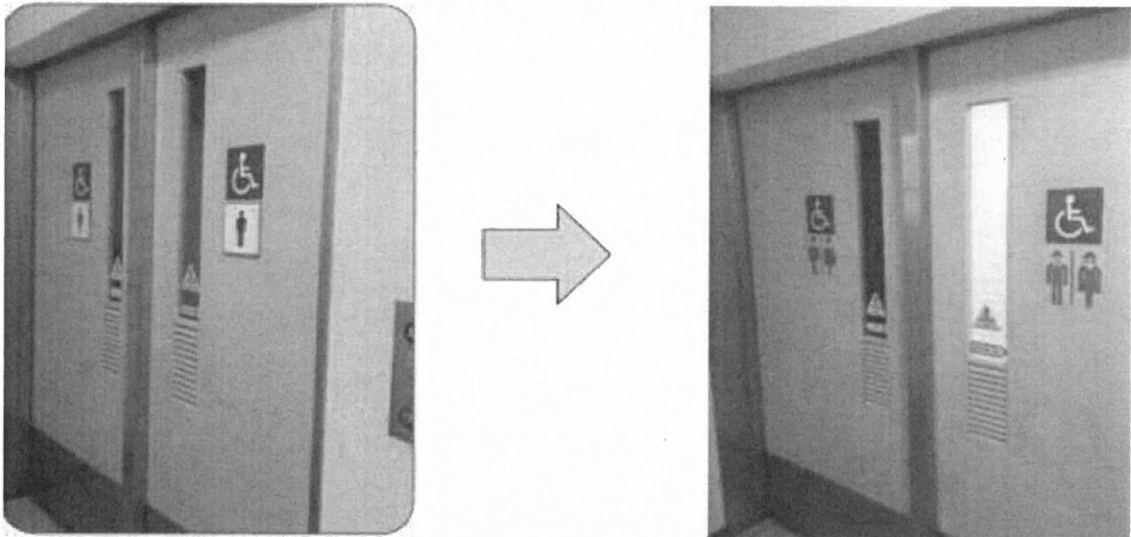
避難所運営や復興支援に携わる職員・教職員は、性的マイノリティ当事者の困りごとや不安に思う気持ちを理解し、受け止める意識を持ってその対応にあたる。当該者が性的マイノリティであることを申し出た場合は、本人の意志を尊重して対応にあたってください。

別紙

公共施設の多目的トイレの表示変更例

1 健常者用の男女別トイレの横に、多目的トイレが男女別に1つずつ並んで設置されている場合

⇒トランスジェンダーの方も使いやすいよう、2つとも男女共用に表示を変更



2 健常者用の男女別トイレが無く、多目的トイレのみが男女別に1つずつ並んで設置されている場合（健常者利用にも配慮し、男性用多目的トイレには小便器も設置されている。）

⇒女性専用トイレも確保しつつ、トランスジェンダーの方にも配慮し、小便器が設置されている多目的トイレを男女共用、もう1つを女性専用とする。



※尼崎市「性の多様性への理解を深めるサポートブック（職員用）令和3年3月」の「庁舎内の多目的トイレの表示の変更例」から転載

本件が該当する目標	
-----------	--

記者発表票 (記者発表・資料配布)			
発表年月日	令和5年2月9日	担当地方機関	丹波篠山市
電話番号・内線	079-552-5197 内線352	担当課	管財契約課
広報担当者 (発表者)	西田裕治	事務担当者	岸本耕一
同時発表先	無 ・ 有 (_____)		
件名	丹波篠山市公共施設利用システムによる施設利用の予約受付開始について		

【公共施設利用システムによる施設利用の予約開始について】

令和5年1月25日（水）より丹波篠山市公共施設利用システム内で市内公共施設の空き状況を公開し、どなたでもスマホやPCから空き状況を閲覧できるようにしていますが、令和5年3月27日（月）から同システムで市内公共施設の予約ができるようになります。（ご利用には利用者登録が必要です。）

利用システムによる予約申込みは予約開始月を除き、毎日6時から24時まで可能です。

【利用システム運用開始後の市内利用者の予約優先について】

利用システムによる予約受付を開始しますが、予約開始日において、当面の間、以下の順序で窓口予約を優先します。（予約開始日の窓口では市内利用者の予約のみ受付）

- | | | |
|---|---------------------|--------------|
| 1 | 市内利用者の窓口の予約受付 | 予約開始月の開庁初日から |
| 2 | 市内利用者の利用システムによる予約受付 | 予約開始月の8日から |
| 3 | 市外利用者（窓口・利用システム） | 予約開始月の15日から |

※市内利用者とは、市内に住所を有する方及び市内に拠点を有する団体等をいいます。




ただし、市民センターの予約開始日における窓口予約受付は従来どおり抽選とし、利用システムによる予約受付は予約開始日の翌日6時からとします。

【公共施設利用システムの利用者説明会開催について】

以下の日程で利用者説明会を開催します。上記の窓口予約の優先取扱いや利用システムの予約申込み画面、操作方法について説明します。

- | | | | |
|-----|-------------------|--------------|---------|
| 開催日 | 令和5年3月7日（火）19時から | 市民センター | 催事場1 |
| | 令和5年3月16日（木）19時から | 市民センター | 催事場1 |
| | 令和5年3月23日（木）19時から | 四季の森生涯学習センター | 東館第1会議室 |

※説明会の内容はホームページにも掲載します。

本件が該当する目標			
-----------	---	---	---

記者発表票 (記者発表・資料配布)			
発表年月日	令和5年2月9日	担当地方機関	丹波篠山市
電話番号・内線	079-552-5796 内線343	担当課	創造都市課
広報担当者(発表者)	波部 正司 (ふるさと納税推進室)	事務担当者	隅田 浩規
同時発表先	無 ・ 有 ()		
件名	ふるさと納税 新たな返礼品 (さとふるPayPay商品券) 提供開始		

2月8日から新たな返礼品として「PayPay商品券」の提供を開始しました。
(2月8日現在、PayPay商品券を受け取れる自治体数 126自治体)

「PayPay商品券」とは、さとふるで提供される返礼品で市内のPayPay加盟店のうち市が指定した店舗にて利用することができ、PayPayアプリから使うことができます。観光で市内を訪れた際に、寄附額の3割分を市内の飲食、アクティビティ、宿泊施設での決済に利用することができます。

これまでの地場産品を受領いただく形だけでなく、寄附いただいた当市を訪れることでその魅力に触れることができ、新たな形で市を応援いただくことにつながります。また観光に訪れた方が店頭にあるQRコードを読み込んでその場で寄附し、すぐに決済に利用いただくことも可能で、観光に来られた方を寄附へ誘導することも出来る仕組みとなります。

PayPay商品券は15品を公開しています。
※寄附額にして、1,000円～500,000円の設定となります。

商品券	寄附額
300円分	1,000 円
900円分	3,000 円
1,500円分	5,000 円
2,100円分	7,000 円
3,000円分	10,000 円
4,500円分	15,000 円
6,000円分	20,000 円
9,000円分	30,000 円
15,000円分	50,000 円
30,000円分	100,000 円
45,000円分	150,000 円
60,000円分	200,000 円
90,000円分	300,000 円
120,000円分	400,000 円
150,000円分	500,000 円

3/27(月)~

公共施設利用システム の予約を開始します

問い合わせ
管財契約課 ☎552-5197

公共施設利用システムによる予約開始

3月27日(月)から市内公共施設の予約が、パソコンやスマホからできるようになります(ご利用には利用者登録が必要です)。ぜひ、ご利用ください。

▶予約申込時間 6時~24時

※夜間・休日に申し込みいただいた予約は承認までに時間がかかることがあります。

市内利用者による予約を優先します

利用システムによる予約開始に伴い、当面の間、以下の順序で窓口予約を優先します。

- ①市内利用者の窓口の予約受け付け
⇒予約開始月の月初めの開庁日から
- ②市内利用者の利用システムによる予約受け付け
⇒予約開始月の8日から
- ③市外利用者(窓口・利用システム)による予約受け付け
⇒予約開始月の15日から

※市内利用者とは、市内に住所を有する方および市内に拠点を有する団体等をいいます。
※丹波篠山市民センターは、市内・市外利用者とも窓口では予約開始月初日から受け付けます。利用システムは2日から(1月は5日から)受け付けます。

利用者向け説明会を実施します

窓口予約の優先取り扱いや利用者登録、施設の予約方法について説明します。どの会場でも同じ内容で行いますので、ご都合の良い日にご参加ください。

日時	会場
3月7日(火) 19:00~	丹波篠山市民センター・催事場1
3月16日(木) 19:00~	丹波篠山市民センター・催事場1
3月23日(木) 19:00~	四季の森生涯学習センター・東館第1会議室

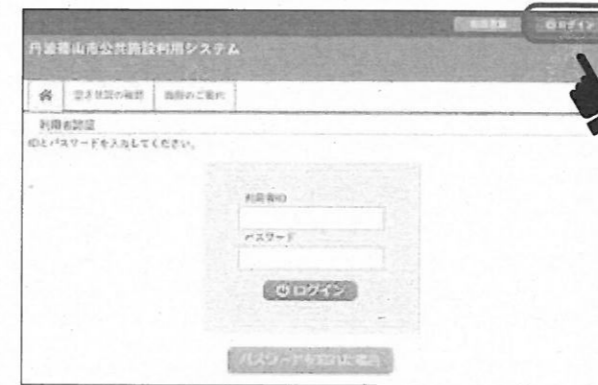
対象施設と施設所管課

	対象施設	問い合わせ
スポーツ施設	丹波篠山総合スポーツセンター	552-8681
	西紀運動公園	590-8118
	畑スポーツ施設	552-5769
	西紀体育館、今田グラウンド、今田テニスコート、今田体育館、健康増進センター	594-1180
	四季の森運動公園グラウンド、丹南テニスコート、川代体育館	594-1180 (566-0711)
	B&G海洋センター体育館、城東グラウンド、城東多目的広場	556-3171
会館・会議室等	丹波篠山市民センター	554-2188
	四季の森生涯学習センター(多目的ホールを除く)	594-1180
	丹南健康福祉センター	594-1117
	ハートピアセンター	554-5500
	高齢者コミュニティセンター、西紀支所	593-1111
	今田まちづくりセンター	597-3111
	城東公民館	556-3171

公共施設利用システムの予約の方法

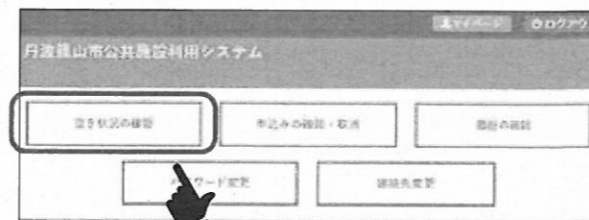
1 利用者ID・パスワードの入力

公共施設利用システムにアクセスし、トップページから「ログイン」をクリック。利用者登録後に発行される利用者ID、パスワードを入力してログインしてください。



2 空き状況の確認

ログインすると、マイページが表示されるので、「空き状況の確認」をクリックしてください。



3 施設別空き状況(月日・施設を選択)

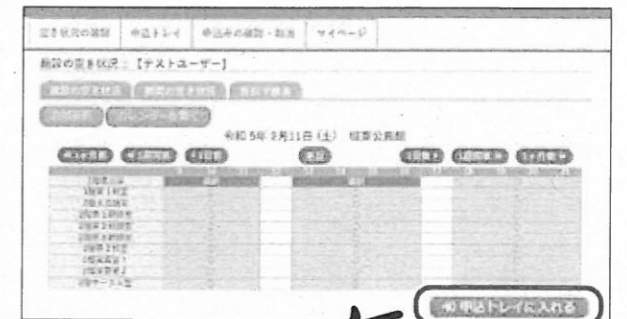
利用したい月日と施設をクリックしてください。



4 施設別空き状況(施設の内容等を選択)

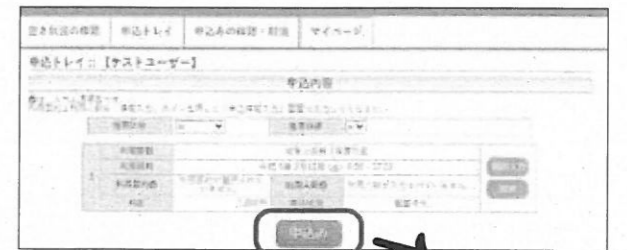
利用したい施設の内容(グラウンド、テニスコート、会議室等)と、利用したい日の利用時間帯を選択してください(O印が予約可能です)。

選択が完了したら「申込トレイに入れる」をクリックしてください。



5 申し込み内容入力

申し込み内容を入力するため「情報入力」をクリックしてください。利用人数、利用目的を入力して「確定」をクリックしてください。



6 予約申し込み完了

申込トレイに申込内容が表示されますので、確認後に「申込み」をクリックしてください。予約申し込みが完了します。

施設管理者により申し込み内容が審査・承認されるとメールでお知らせします。承認メールを受信後、申し込み施設窓口で利用申請や利用料金のお支払いをお願いします。

丹波篠山市公共施設利用システムへは、右の二次元コードからアクセスしてください





さとふる

お礼品のキーワードから探す

検索



ふるさと納税とは



マイページ



お気に入り



カート

人気ランキング

お礼品から探す

地域から探す

特集・キャンペーン

「ふるさと納税」ホーム > 地域から探す > 近畿地方 > 兵庫県 > 丹波篠山市 > 旅行券・チケット > PayPay商品券 > 兵庫県丹波篠山市 PayPay商品券(3,000円分)※地域内の一部の加盟店のみで利用可

お礼品ID:1152172



兵庫県丹波篠山市 PayPay商品券(3,000円分)※地域内の一部の加盟店のみで利用可

兵庫県丹波篠山市 さとふるアプリdeワンストップ申請対象

兵庫県丹波篠山市の地場産品の基準を満たした商品・サービスを提供するPayPay加盟店でのお支払いにご利用いただけます。兵庫県丹波篠山市在住の方はPayPay商品券を受け取れませんのでご注意ください。

☆☆☆☆☆ 0.0

寄付金額 **10,000円**

お礼品発送予定時期

寄付申し込み完了メールに記載のURLから商品券の受取申請を行ってください。※受取申請にはお申込み時のメールアドレスと電話番号が必要ですので必ずお控えください

カートに入れる

お気に入りに登録

※画像はイメージです。
※注意事項をご確認ください。

NEW

「コンビニ決済」「Pay-easy決済」をご希望の場合のご注意

※お礼品の発送は、お支払い確認後となります。
※お支払い手続きは、申込受付期間中に完了していただきますようお願いいたします。

※寄付金額に対して付与上限なし

さとふるマイポイント **最大7%** ※条件あり

300の日キャンペーン
さとふるアプリ限定

エントリー期間:2/1-2/28まで

お礼品の内容・特徴

兵庫県丹波篠山市の地場産品の基準を満たした商品・サービスを提供するPayPay加盟店でのお支払いにご利用いただけます。一部PayPay加盟店においてはPayPay商品券をご利用できない場合がございます。利用可能加盟店一覧を必ずご確認ください。寄付お申込みください。※兵庫県丹波篠山市在住の方はPayPay商品券を受け取れませんのでご注意ください

- 内容
- ・ PayPay商品券:3,000円分
- ・有効期限:寄付お申込み日から180日

【利用可能加盟店一覧はこちら】

<https://paypay.ne.jp/guide/hyogo-tambasasayama-city/>
※一部の店舗ではご利用できない場合がございます。

【PayPay商品券についてはこちら】

<https://paypay.ne.jp/guide/gift-vouchers/>

■ PayPay商品券お受け取りまでの流れ

Step1:寄付金の入金を完了させてください。

Step2:寄付完了後にさとふるから届くメールのURLからPayPay商品券の受取申請を行い、PayPayアカウントとの連携を完了させください。



さとふる

人気ランキング

お礼品から探す

地域から探す

特集・キャンペーン

お礼品画像の「商品券の利用方法」をご確認ください。

■注意事項

カートに入れる

- ・兵庫県丹波篠山市在住の方はPayPay商品券を受け取ることができませんのでご注意ください。
- ・PayPay商品券は「利用可能加盟店」に記載の加盟店でのサービスでのご利用および地場産品の商品のお支払いでのみご利用いただけます。地場産品以外の商品・サービスへのお支払いにはご利用できませんのでご注意ください。
- ・記載の有効期限をご確認の上、有効期限内にご利用ください。
- ・PayPay商品券を受け取るにはPayPayアプリをダウンロードしていただき、アカウント登録を完了していただく必要があります。(PayPayアプリをすでにをお持ちの場合、PayPay商品券は、PayPayアプリのバージョンが3.64.0以降でご利用いただけます。PayPayアプリを最新にアップデートしてご利用ください)
- ・PayPay商品券を受け取るには寄付お申込み完了後に受取申請を完了させる必要があります。受取方法についてはこちら(https://cp.satofull.jp/guide/paypay_giftVoucher.php)をご確認ください。
- ・商品券をお支払いで利用する場合には加盟店に「PayPay商品券」を利用する旨をお伝えいただくとスムーズです。
- ・お支払いでのご利用時は「支払い方法」の選択をしたのちに、バーコードを見せる、支払い金額を入力するなどの操作をしてください。
- ・PayPay商品券残高が決済金額より少ない場合はお支払いができません。
- ・同じ自治体のPayPay商品券を複数持っている場合でも1度のお支払いで選択可能なPayPay商品券は1つとなります。
- ・PayPay商品券でのお支払い時に限りほかのPayPay商品券、PayPay残高、PayPayあと払い、現金との分割払いが可能です。併用してのお支払いを希望する場合はお支払い前に加盟店にその旨お申し出ください。
- ・お客様都合によるPayPay商品券の返金は承っておりません。
- ・PayPay商品券でご購入いただいた商品・サービスの返金は、使用したPayPay商品券の有効期限内に限ります。その場合、有効期限が延長されることはありません。
- ・PayPay商品券でのお支払いはPayPayクーポン、PayPayスタンプカードのポイント付与対象となりますが、PayPayステップ、地方自治体キャンペーン、超PayPay祭のポイント付与対象外となります。
- ・PayPay商品券の譲渡・出金はできません。

■地場産品の基準について

地場産品については下記URLをご確認ください。(※資料4ページ目「4.地場産品基準」の項目をご確認下さい。)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190401_04.pdf

お礼品詳細

配送種別	通常
提供元	PayPay (兵庫県丹波篠山市)
カテゴリ	旅行券・チケット PayPay商品券

お申込み・配送・その他

申込受付期間	通年
配達外のエリア	

寄付金受領証明書の発送予定時期

申込完了日から2週間程度

お支払方法

クレジットカード決済

コンビニ決済

PayPayオンライン決済

キャリア決済

Pay-easy決済

※自治体、寄付金額ごとに使える決済方法は異なります。

※Pay-easy決済、コンビニ決済に関しては、入金した日が寄付証明書に記載される納付日になります。

※お支払方法について詳しくは[こちら](#)

ご注意事項

※このページは、提供元からの情報に基づき、作成・掲載をしています。

※提供元の規格変更などに伴い、お礼品は、本サイト掲載の情報から予告なく変更となる場合がございます。



さとふる

人気ランキング

お礼品から探す

地域から探す

特集・キャンペーン

お問い合わせ窓口など

[カートに入れる](#)